

様式第4号（第11条関係）

基住第482号
令和7年1月14日

第9区 区長 古賀 茂 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和6年10月3日付けで提案のあった「①一旦停止ラインの敷設 ②速度制限と行き止まり標示板の敷設」につきまして、まず一旦停止ラインの敷設については、要望のあった場所に指導停止線（破線）を設置します。

また、速度制限と行き止まり標示板の敷設については、要望のあった場所に、減速を促すための「速度落とせ」等が表記された看板・この先が行き止まりであることを示す「行き止まり」等が表記された看板を設置します。

2 取扱いの理由

一旦停止ラインについては、要望箇所が特に事故防止のため、十分な安全確認を行った上で通行することが必要な場所であると判断し、町で設置が可能な指導停止線を設置することにより交通事故防止を図ります。

また、速度制限と行き止まり標示板については、提案書に記載の危険な速度での車両の通行を抑制するため目立つ位置に看板を設置し、危険運転の抑制を図るものです。

本提案の「①一旦停止ラインの敷設 ②速度制限と行き止まり標示板の敷設」については、いずれも町の判断により対策が検討可能なものを要望されてあることから、上記の対策を計画します。